

西宮市高齢者福祉計画・ 西宮市介護保険事業計画

概要版

目 次

計画の基本的な考え方	1
1. 策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけと期間	2
3. 日常生活圏域と地域包括ケア連携圏域	4
4. 令和22年(2040年)の西宮市の姿	5
5. 第9期計画における課題(取り組むべきこと)	6
6. 計画の基本理念と基本目標・基本施策	8
施策の展開	10
基本施策1 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進	10
基本施策2 日常生活を支援する体制の整備・強化	12
基本施策3 介護サービスの充実と適正・円滑な運営	13
基本施策4 在宅医療と介護の連携の強化	15
基本施策5 多様な住まい方を支援する環境づくり	16
基本施策6 認知症支援体制の充実・強化	17
基本施策7 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	19
横断的な取組の展開	21
介護サービス量等の推計	22
1. 被保険者数等の推計	22
2. 要介護認定者数の推計	22
3. 地域支援事業の概要	23
4. 介護保険料算定にかかる事業費の推計	24
5. 第1号被保険者の保険料	25
6. 低所得高齢者への対策	26

計画の基本的な考え方

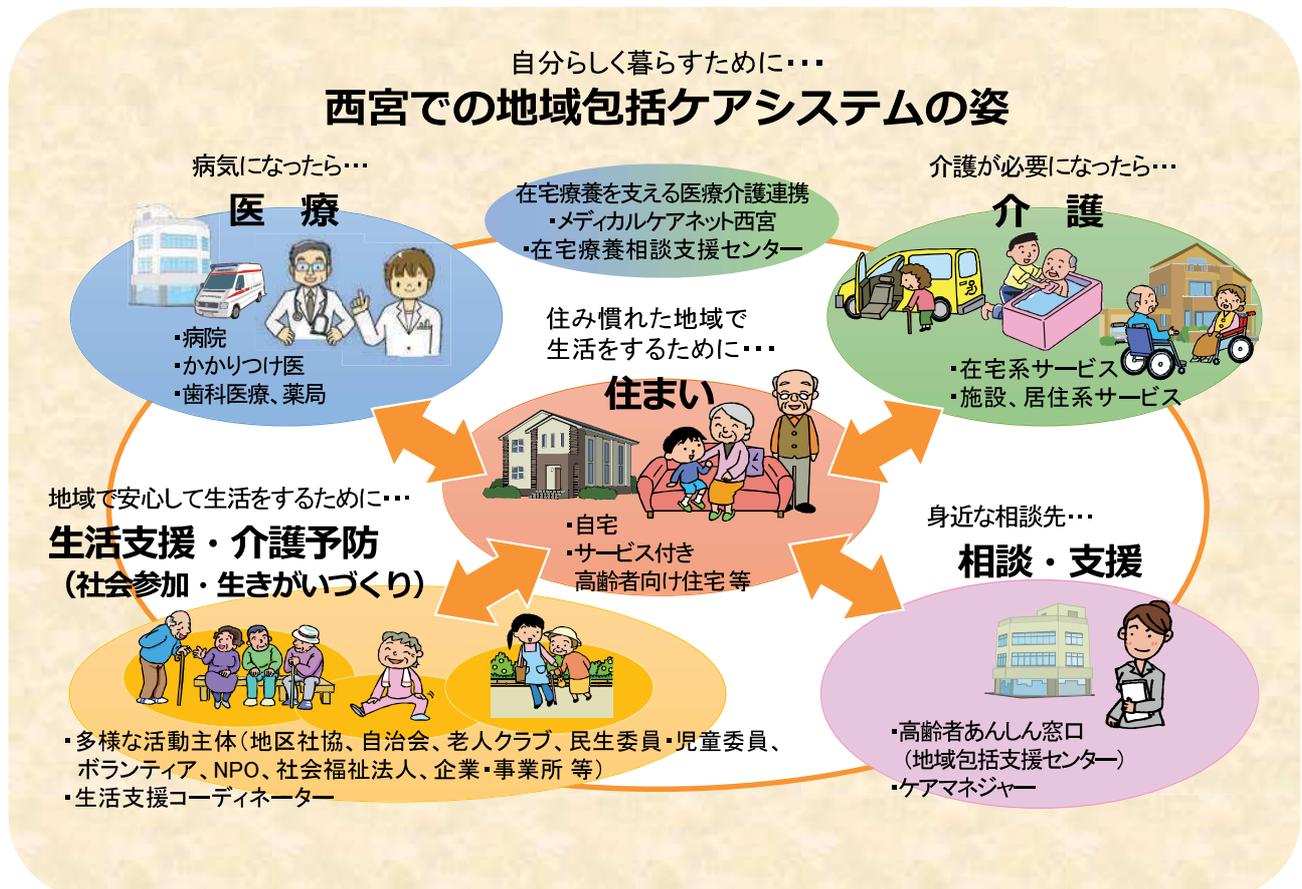
1 策定の趣旨

今期計画期間中に令和7年(2025年)を迎える中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークとなる令和22年(2040年)を見通すと、依然として、85歳以上の人口が急速に増加し、医療と介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口(15～64歳)が急減することが見込まれています。

今回の改正では、「介護情報基盤の整備」をはじめ「介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務」「看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化」「地域包括支援センターの体制整備等」がポイントとなっています。

こうした国等の動向を踏まえ、本市では、第8期計画期間(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))における取組を継承・発展させつつ、令和22年(2040年)を見据えて、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目的とする「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))」を策定します。

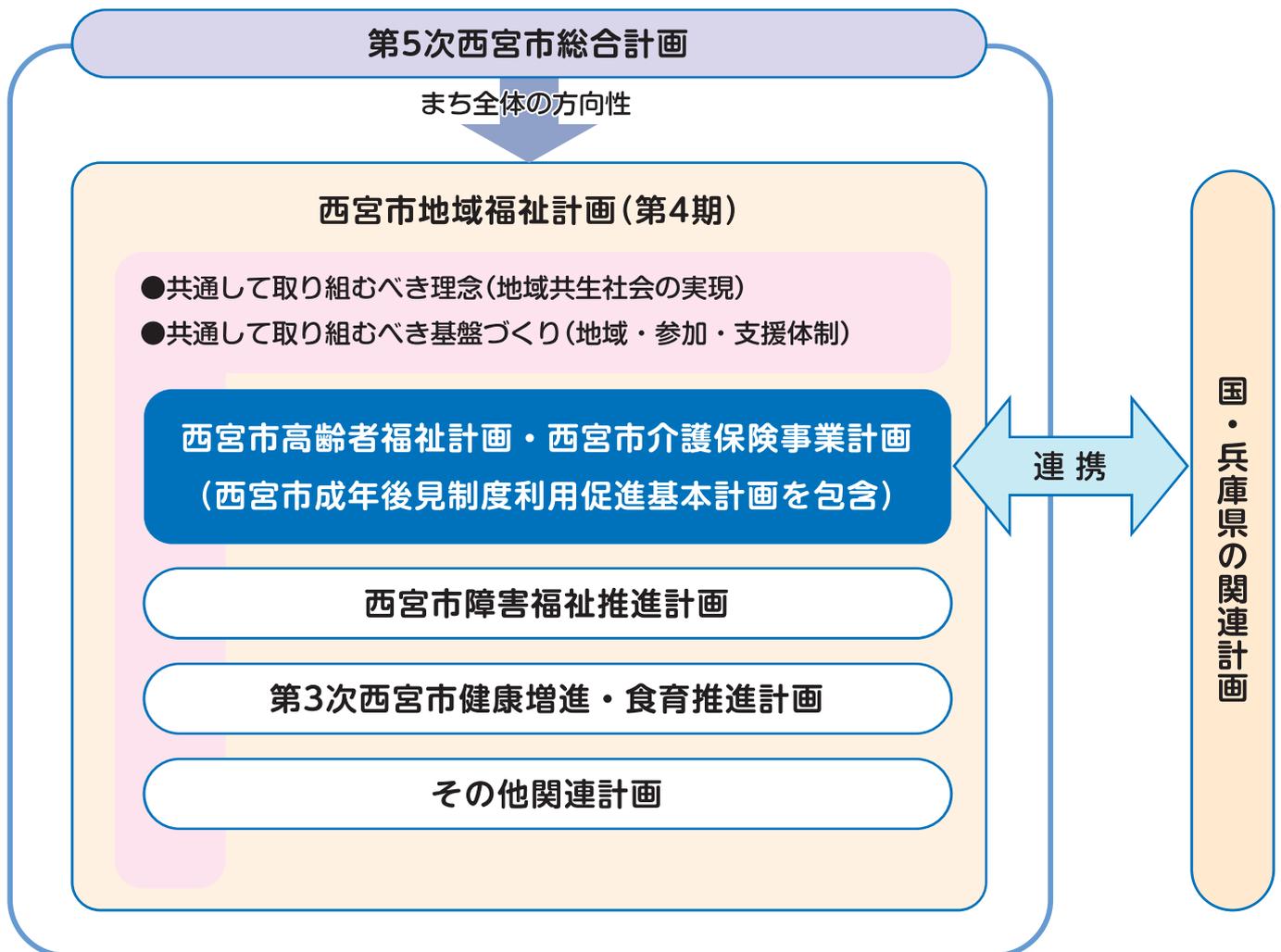
【西宮での地域包括ケアシステムのイメージ】



2 計画の位置づけと期間

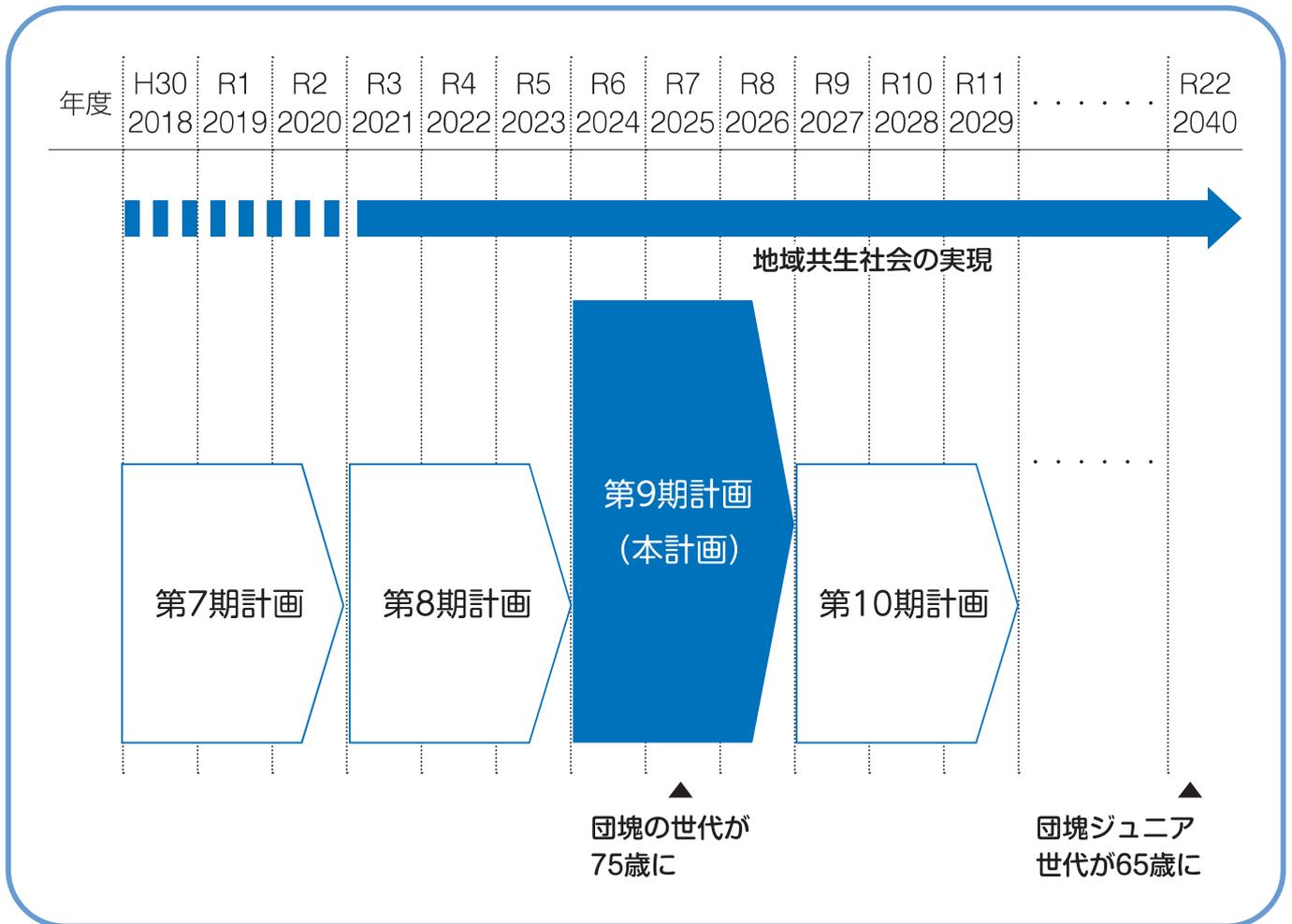
1) 計画の位置づけと関連計画との関係

- 本計画は、老人福祉法第20条の8に定める老人福祉計画と、介護保険法第117条に定める介護保険事業計画とをあわせ、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」として一体的に策定するものです。
- 本計画の「基本施策7-3権利擁護支援の取組の強化」については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「西宮市成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。
- 本計画で展開する施策・事業などについては、ライフステージや分野などに応じて関連諸計画との整合性を図りながら策定し、国や兵庫県の関連計画とも十分に整合を図ります。



2) 計画の期間

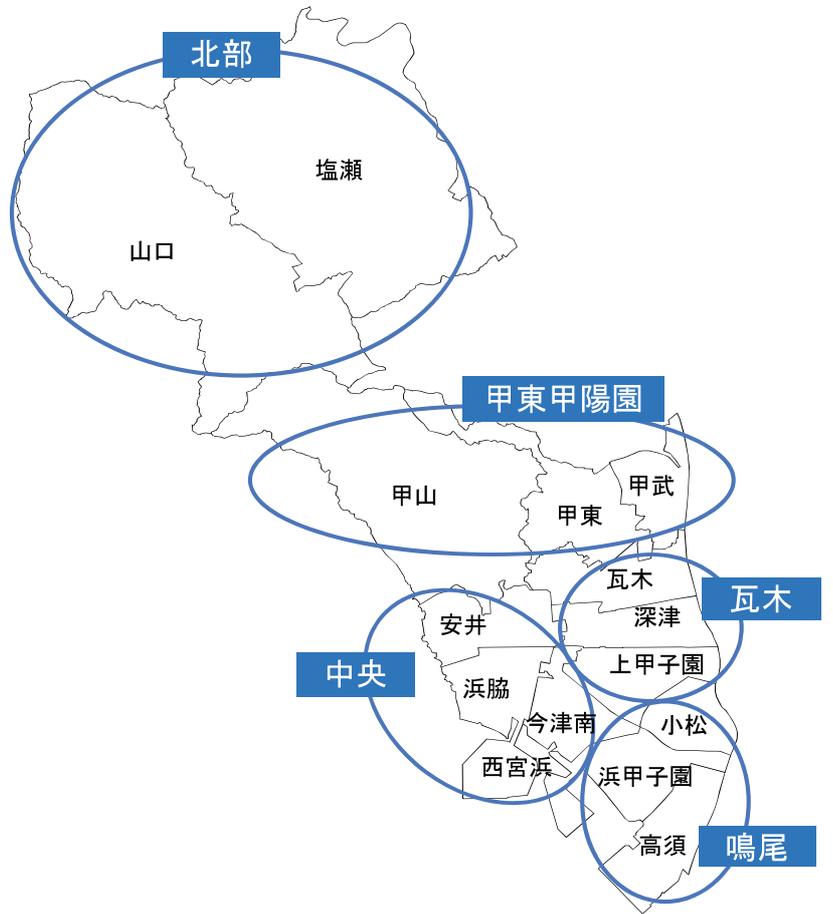
本計画は、令和22年(2040年)を念頭に中長期的な視点で地域包括ケアシステムを中核的な基盤とする地域共生社会の実現をめざす計画として、令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)の3年間を計画期間とします。



3 日常生活圏域と地域包括ケア連携圏域

1) 日常生活圏域

本市では、おおむね中学校区を単位として15の「日常生活圏域」を設定しています。この15の圏域には、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助や支援を包括的に行う「高齢者あんしん窓口(地域包括支援センター)」を設置し、身近なところで相談を受け付ける体制をとっています。



2) 地域包括ケア連携圏域

本市では、市全域と15の日常生活圏域の中間に、5つの「地域包括ケア連携圏域」を設定しています。

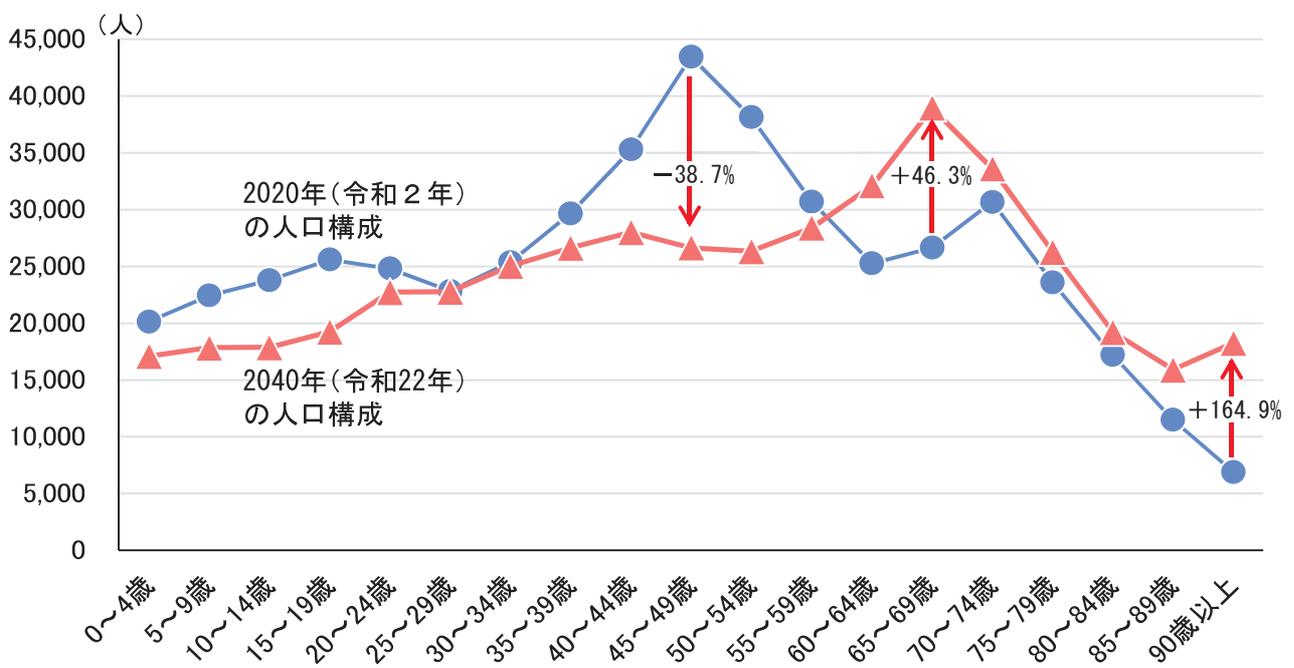
地域包括ケア連携圏域ごとに、地域における在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けた支援等を行う在宅療養相談支援センターや生活支援コーディネーターを設置し、地域包括ケア連携圏域内の複数の日常生活圏域の生活支援体制の整備・強化等を推進します。



4 令和22年(2040年)の西宮市の姿

- 総人口は減少し、令和22年(2040年)には462,768人になると予測されています。
- 生産年齢人口比(15~64歳の人口比)は減少し、令和22年(2040年)には55.7%になると予測されています。
- 高齢化率は増加し、令和22年(2040年)には32.9%になると予測されています。
- 令和2年(2020年)から令和22年(2040年)にかけて人口構成の変化をみると、45~49歳の人口が大幅に減少する一方で、65~69歳及び90歳以上の人口が大幅に増加すると予測されています。

【人口構成の変化】



5 第9期計画における課題(取り組むべきこと)

第8期計画の基本目標に沿って、本市の高齢者等を取り巻く現状や国等の動向などを踏まえ、第9期計画に向けた課題(取り組むべきこと)を整理しました。

第8期計画の基本目標に沿った課題の整理

- 1) 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進
- 2) 日常生活を支援する体制の整備・強化
- 3) 介護サービスの充実と適正・円滑な運営
- 4) 在宅医療と介護の連携の強化
- 5) 多様な住まい方を支援する環境づくり
- 6) 認知症支援体制の充実・強化
- 7) 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化

地域共生社会の実現に向けて第9期計画において積極的に取り組むべきこと

- 1) 認知症支援体制の充実・強化

認知症施策の協議体制について(令和5年度から)

認知症施策検討委員会：医療・介護の専門職や当事者が参画
認知症施策に特化して課題解決や具体的な手法を協議

認知症施策検討委員会

..... 認知症施策全般の施策推進に向けた関係団体の協議の場

実務者全体会

..... 認知症施策の行政・専門職の実務担当者による各施策の情報共有・遂行に向けた協議の場

コアメンバー会議

..... 認知症施策の地域づくりに関する担当者による会議体

連携推進会議

..... 認知症施策の個別支援に関する担当者による会議体

6 計画の基本理念と基本目標・基本施策

「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、 自分らしく安心して暮らせる共生のまち」

高齢者が地域社会を構築する重要な一員として尊重され、個々がもつ能力と経験を生かして、住み慣れた地域で健康づくりや介護予防、地域活動などを主体的に取り組み、世代を超えて住民が共に支え合うコミュニティづくりを進めます。

また、必要に応じて医療や介護、福祉、生活支援などの様々なサービスを受けながら、生涯にわたり自分らしく安心した日常生活を送れるまちづくりに取り組みます。

西宮での地域包括ケアシステムの深化・推進

	基本目標1 健康寿命の延伸	基本目標2 住み慣れた地域での自立した 生活の維持・継続	基本目標3 安心して暮らすための 相談支援体制づくり
基本施策1 介護予防の推進と生きがいづくり・ 社会参加の促進 【介護予防】	●	●	●
基本施策2 日常生活を支援する体制の 整備・強化 【生活支援】	●	●	●
基本施策3 介護サービスの充実と 適正・円滑な運営 【介護】		●	
基本施策4 在宅医療と介護の連携の強化 【医療】		●	
基本施策5 多様な住まい方を支援する 環境づくり 【住まい】		●	●
基本施策6 認知症支援体制の 充実・強化 【認知症支援】		●	●
基盤・土台としての下支え			
基本施策7 高齢者の地域生活を支える 体制の充実・強化	●	●	●

基本目標 1

健康寿命の延伸

高齢期になっても、誰もが自分らしい生活を維持・継続していけるよう、介護予防や健康づくり、社会参加の促進などに取り組み、一人ひとりの心身機能の維持・向上を図り、健康寿命の延伸をめざします。

基本目標 2

住み慣れた地域での自立した生活の維持・継続

高齢者やその家族が必要な医療・介護などを利用しながら、希望する場所で自立した生活を維持・継続できるよう、一人ひとりの状況や状態などに対応した支援の実現をめざすとともに、地域での支え合い、助け合いを推進・促進します。

基本目標 3

安心して暮らすための相談支援体制づくり

高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりや、多様化・複雑化する課題などに対応できる相談支援体制づくりに取り組みます。

【第9期計画の施策体系】

基本施策	施策の展開内容
1. 介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進【介護予防】	1. 介護予防と健康づくりの充実 2. 生きがいづくりと社会参加の促進
2. 日常生活を支援する体制の整備・強化【生活支援】	1. 日常生活を支援するサービス等の充実 2. 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進 3. 介護者支援の充実
3. 介護サービスの充実と適正・円滑な運営【介護】	1. 介護サービスの充実 2. ケアマネジメント力の向上 3. 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保 4. サービスの質の向上と利用者支援 5. 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上
4. 在宅医療と介護の連携の強化【医療】	1. 在宅医療に関する市民理解の促進 2. 医療と介護にかかわる多職種連携の強化 3. 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化
5. 多様な住まい方を支援する環境づくり【住まい】	1. 多様な住まい方への支援 2. 安全・安心な住生活環境づくり
6. 認知症支援体制の充実・強化【認知症支援】	1. 認知症に関する理解の促進・啓発の充実 2. 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり 3. 認知症の人や介護者を支える体制の充実
7. 高齢者の地域生活を支える体制の充実・強化	1. 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実 2. 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進 3. 権利擁護支援の取組の強化 4. 災害・感染症対策に関する体制の整備

施策の展開

基本理念の実現に向けて7つの基本施策を展開します。基本施策毎に「実現したい姿」を設定し、その確実な達成に向けて、各基本施策をリードする施策・事業を「重点的な取組」として位置づけます。

基本施策 1

介護予防の推進と生きがいづくり・社会参加の促進

基本施策1で
実現したい姿

- 高齢者一人ひとりが、心身の状態や活動性を維持・向上させ、生きがいを持って社会参加ができています。

1 介護予防と健康づくりの充実

高齢者になってもいつまでも地域で元気にすごせるよう、身近な地域において本人が自主的に取り組み、継続して行える「西宮いきいき体操」の取組や保健事業と介護予防等の一体的な実施事業をはじめとする、フレイル対策と生活習慣病予防などの健康づくりに地域全体で取り組みます。

重点的な取組

- 1) 介護予防の普及啓発
- 2) 「西宮いきいき体操」実施グループの活動支援
- 3) フレイル対策と生活習慣病予防の推進

西宮市の「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」について

高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的つながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすいといわれています。

令和2年度(2020年度)、国において「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険等の一部を改正する法律」が施行され、健康状態と生活機能の課題を一体的に行うこととされました。西宮市では、令和4年度(2022年度)より、高齢者のフレイル対策として、後期高齢者を対象に医療専門職による生活習慣病の重症化予防等のための「個別的支援(ハイリスクアプローチ)」と「通いの場等への積極的な支援(ポピュレーションアプローチ)」の両方を一体的に実施しています。

2 生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢期に地域でのつながりなどを持つことは、生きがいや自身の介護予防・自立支援につながり、社会の活力の維持にもつながります。

「支え手」「受け手」という一方向の関係性から、住民一人ひとりが本来持っている力を生かし、役割を持って活躍できる双方向の関係性の構築を推進するための居場所づくりが必要です。

高齢者が地域でつながる場や生きがいを実感し、活躍できる場づくりをはじめ、多様な生きがいがづくりのための支援、社会参加のための多様な場・機会づくり、情報提供などの環境づくりを積極的に展開します。

重点的な取組

常設の地域交流拠点の設置及び社会参加のための情報発信

社会参加活動の風景

● 宮水学園祭 ●



● 交流フェスティバル ●



● ダンディキッチン ●



● つどい場あん ●



基本施策2で
実現したい姿

- 日常生活で支援が必要な高齢者やその家族が、地域での支え合いや見守りによって、社会的に孤立することなく、安心して暮らしている。

1 日常生活を支援するサービス等の充実

日常生活において支援が必要な高齢者が、自分らしく在宅生活を継続していけるよう、日常的な見守りや緊急時対応、家事支援、外出支援など、様々なアプローチで日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

重点的な取組

地域における重層的な見守り体制の充実

2 地域での支え合い、助け合いによる支援活動等の推進

地域の関係性が希薄化する中で、困った時に助け合い、支え合える環境をつくとともに、地域で孤立することなく、誰もがつながり、気にかけてあう関係づくりを推進するために、地域の居場所づくりが重要となります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域特性に応じ、地域住民をはじめ多様な主体による地域での支え合い、助け合いを推進・促進します。

重点的な取組

常設の地域交流拠点の設置及び社会参加のための情報発信《再掲》

3 介護者支援の充実

家族等の介護者の抱える不安・課題や状況を踏まえ、介護に関する相談支援体制の拡充を図るとともに、介護者が地域のなかで孤立することがなく、また、介護をしながら働き続けることができるよう、介護者の身体的・精神的な負担を軽減するための相談・支援に取り組めます。

基本施策3で
実現したい姿

- 高齢者一人ひとりの状況・状態に応じて、要介護状態になっても、必要な介護サービスを利用しながら自立した生活を送ることができている。
- 介護給付の適正化が図られている。
- 介護現場において業務改善が進み、多様な人材により介護サービスが充足している。

1 介護サービスの充実

高齢者自身やその介護者の状況に応じて介護サービスを提供できるよう、介護サービスの提供基盤を整備します。

2 ケアマネジメント力の向上

高齢者が住み慣れた地域において自分らしい在宅生活を継続していくためには、介護サービスを提供するだけでなく、高齢者自身はもとより、その介護者の状況を十分に踏まえ、抱える課題の背景にある要因を探り、個人と環境に働きかけていくことが必要です。

本市では、自立の定義を「利用者本人の尊厳が保持され、自己決定に基づいて主体的に暮らすこと。」と定め、ケアマネジメントのあり方を本市と介護支援専門員及び高齢者あんしん窓口職員とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、「西宮市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針」を作成しました。

専門職のアセスメント力の向上に取り組み、高齢者自身の残存機能や強みを生かしつつ、地域資源の活用やリハビリテーション専門職等との多職種連携により、自立支援型ケアマネジメントの充実を図ります。

重点的な取組

自立支援型ケアマネジメントの充実

3 介護保険制度の円滑な運営と適正な事業運営の確保

介護保険制度に関する相談体制の充実や積極的な情報提供、要支援・要介護認定の円滑な実施を通じて、介護保険制度の円滑な運営を図ります。また、事業者に対する指導・監査や介護保険事業の適正化に取り組み、適正な事業運営の確保に努めます。

重点的な取組

介護保険事業の適正化の推進

4 サービスの質の向上と利用者支援

安心して介護サービスを利用できるよう、介護サービス事業者や専門職への支援とともに、介護相談員の派遣やサービス等の評価に関する取組を進め、介護サービスの質の向上を促進します。また、介護サービスの利用に向けた情報提供や利用にあたっての費用負担軽減に取り組み、サービス利用を支援します。

5 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性の向上

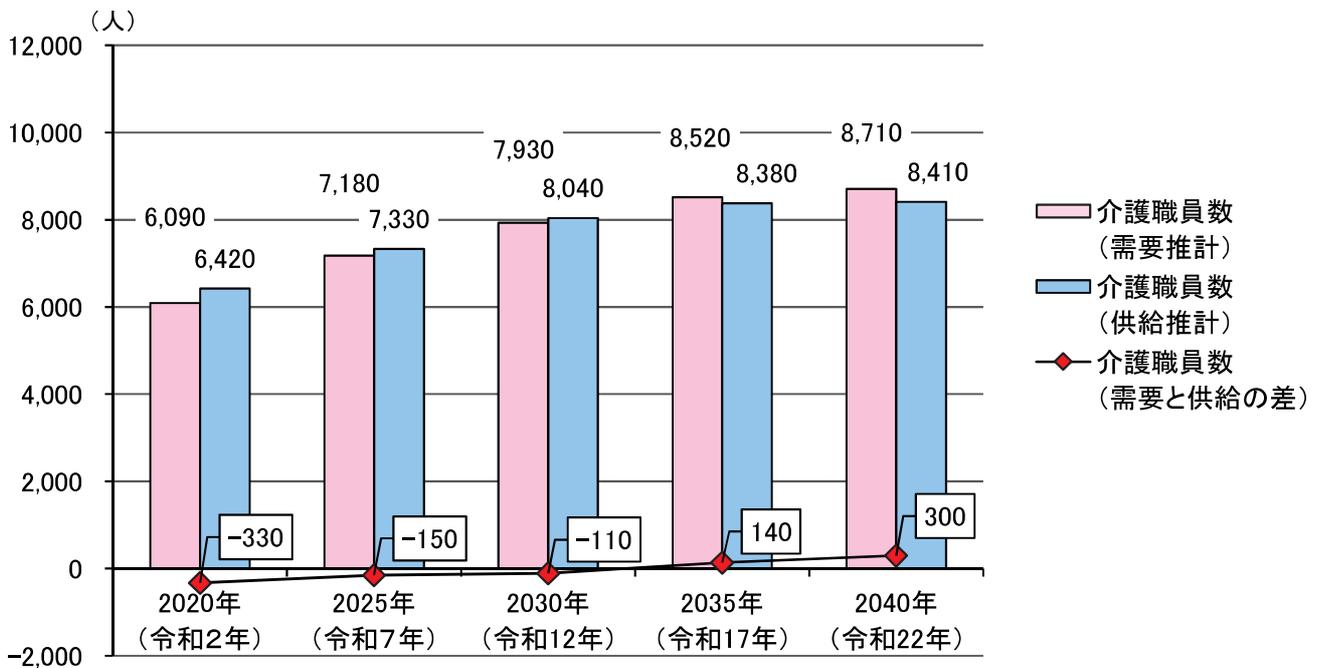
介護に関連する職能団体等との意見交換などを通じて、介護現場の現状・課題の共有を図るとともに、課題解決に向けた検討を行います。

専門職を含めた多様な人材の確保に向けて、新たな担い手の養成や関係機関と連携した取組を展開するとともに、介護現場の労働環境・処遇の改善、業務の効率化などを促進します。

重点的な取組

- 1) 多様な介護人材の確保・育成・資質の向上
- 2) 労働環境・処遇の改善、業務の効率化

● 介護職員の需要と供給の推計 ●



基本施策4で
実現したい姿

- 高齢者一人ひとりの状況・状態に応じて必要な医療と介護のサービスが切れ目なく提供され、住み慣れた地域で安心した生活ができています。

1 在宅医療に関する市民理解の促進

メディカルケアネット西宮や在宅療養相談支援センターなどによる様々な啓発活動を展開し、在宅医療・介護や看取り、人生の最期まで、どこでどのように生きたいかといった希望や考え方を大切な方と話し合うアドバンス・ケア・プランニングの重要性などに関する市民の理解醸成に取り組みます。

2 医療と介護にかかわる多職種連携の強化

可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続するには、日常の療養支援から看取り期まで、医療職と介護職をはじめとする多職種連携によるチームケアが必須となります。

「メディカルケアネット西宮」の活動を通じて多職種間における顔の見える関係づくりを継続的に進め、地域の状況等に応じて、切れ目のない在宅医療・介護が提供できる体制の強化につなげます。

重点的な取組

メディカルケアネット西宮による多職種連携の強化

3 在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の整備・強化

地域における在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けて、在宅療養相談支援センターを中心に、地域における医療や介護の資源等の把握・活用に取り組むなど、医療職と介護職を対象とした総合的な相談支援機能の充実を図ります。

重点的な取組

在宅医療と介護の一体的なサービス提供に向けた相談支援体制の充実

基本施策5で
実現したい姿

- 高齢者にとって安全・安心な住まい・住まい方、生活環境が確保・整備されている。

1 多様な住まい方への支援

高齢者やその家族の状況やニーズに対応し、住まい方の選択肢を制限することがないように、多様な住まい・住まい方の確保・支援に努めます。

重点的な取組

特別養護老人ホーム等の整備

2 安全・安心な住生活環境づくり

安全・安心な住まいの確保に向けて、住環境の改善・整備とともに、高齢者の住まいとしての施設・居住系サービスへの指導・監督の強化を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、公共施設や公共交通のバリアフリー化などに取り組みます。



基本施策6で
実現したい姿

- 認知症への社会の理解が深まり、認知症の人やその家族が地域で自分らしく暮らし続けることができる。

1 認知症に関する理解の促進・啓発の充実

認知症の人を支援していくには、まず認知症に関する正しい理解が重要であることから、様々な機会や媒体を活用し、認知症の予防に関する取組をはじめ、認知症に関する市民の理解を深めるための啓発・情報提供を積極的に進めるとともに、認知症サポーターの養成や活動への支援に取り組みます。

重点的な取組

認知症に関する理解の促進・啓発の充実と認知症サポーターの養成・活動支援

2 認知症を早期発見・早期対応できる仕組みづくり

認知症チェックシートの活用や通いの場などの取組を通じて、認知症の早期発見・早期対応を促進するとともに、認知症初期集中支援チームによる初期の対応体制の構築・強化を図り、早期発見・早期対応により適切に医療・介護等へつなげる取組を展開します。

また、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の推進を目的とした無償診断制度の創設に向けた検討を進めます。

重点的な取組

- 1) 認知症の早期発見への取組
- 2) 認知症初期集中支援チームによる支援体制の充実



3 認知症の人や介護者を支える体制の充実

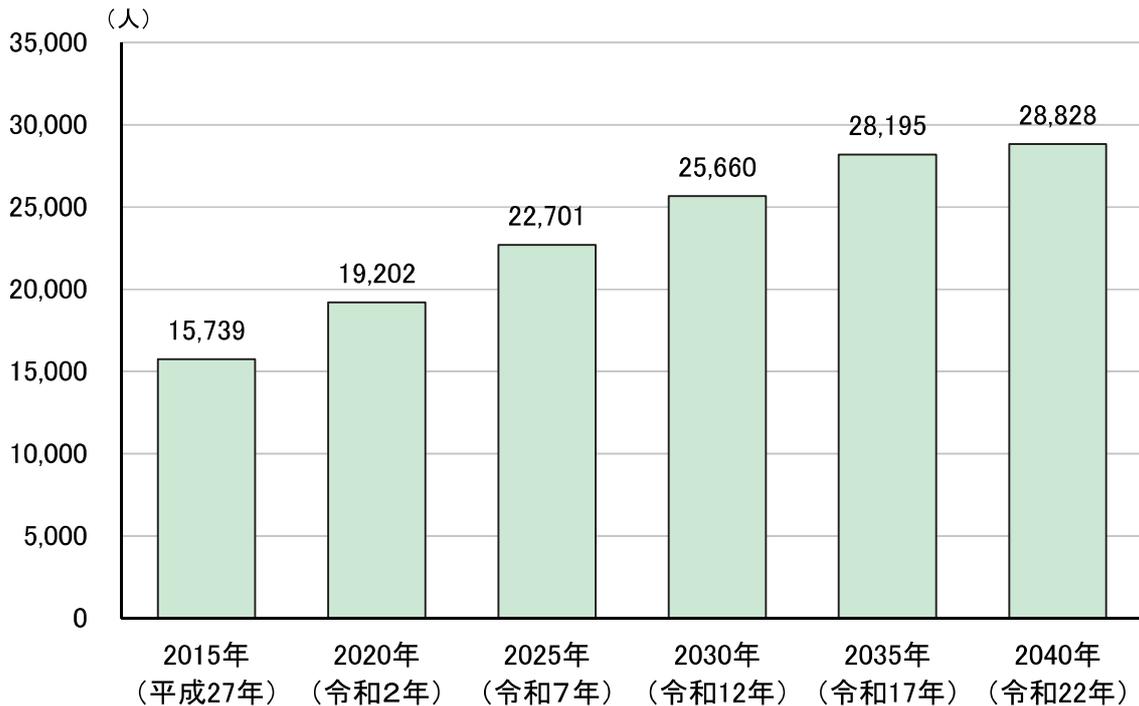
認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して住み慣れた地域での生活を継続できるよう、認知症の人及び介護者への情報提供、相談支援機能の充実、認知症バリアフリー（見守り体制の構築・強化など）に取り組むとともに、認知症の人を対象とした賠償保険制度の導入に向けた検討を進めます。

重点的な取組

地域における認知症支援体制の構築・強化

- 認知症高齢者数は、令和2年(2020年)から令和22年(2040年)にかけて1.5倍増加し、令和22年(2040年)には28,828人となると予測されています。

● 認知症高齢者数の推計 ●



基本施策7で
実現したい姿

- 高齢者やその家族が、日常生活において抱える課題などに対応できる相談支援体制が整備されている。
- 多様な主体による支え合い・助け合いの仕組みが構築・運用されている。

1 高齢者あんしん窓口の機能強化と地域で安心して暮らすことができる相談支援体制の充実

既存の制度では対応できない課題を抱える高齢者とその世帯が増加しており、誰一人取り残さない支援を推進する必要があります。また、8050問題等の課題を抱える人が一定いると考えられ、実態を把握するとともに、包括的に支援していく体制を構築する必要があります。

高齢者の地域生活を支える地域包括ケアシステムの深化・推進の中核を担う高齢者あんしん窓口について、その役割・機能等の周知啓発を行うとともに、相談支援機能の強化に取り組みます。また、高齢者あんしん窓口の機能強化とともに、制度の狭間や複合的な課題の解決に向けたネットワークによる総合相談支援体制の構築にも取り組みます。

さらに、地域における相談支援体制の強化に向けて、民生委員・児童委員による身近な相談・対応の充実を図るとともに、関係団体等の連携を強化し、高齢者あんしん窓口を中心とした地域における相談支援のネットワークづくりを進めます。

重点的な取組

高齢者あんしん窓口の機能強化

2 地域住民主体の支援活動を踏まえた地域づくりの推進

民生委員・児童委員活動やボランティア活動、地区社会福祉協議会などによる小地域福祉活動などを踏まえつつ、生活支援コーディネーターや地区ネットワーク会議などの取組を通じて、支え合い・助け合いができる地域づくりを進めます。

重点的な取組

生活支援コーディネーターによる人材の発掘・育成、資源開発、ネットワークづくり

3 権利擁護支援の取組の強化【西宮市成年後見制度利用促進基本計画】

一人ひとりの尊厳が守られ、自分らしい生活を送るための権利擁護支援の体制強化・環境づくりに取り組む必要があります。

権利擁護支援とは、何らかの事情によって自分の意志や考えを他者に伝えることができない、あるいは伝え方が弱いため、日常的に不利な立場に置かれる人が、本来持っている権利を生かして、地域の中で自身が希望する生活を送れるように支援する活動です。

また、総合相談支援体制とは、権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人が持つ力を発揮し、地域で自身が希望する生活を送れるよう支援する体制です。本市では、権利擁護支援を基盤とした総合相談支援体制の一体的な推進をめざしています。

権利擁護支援に取り組むにあたっては、すべての高齢者とその家族をはじめ誰もが尊厳を保ち、人権や様々な権利が阻害されることなく本人の表明する意思が尊重されながら地域で主体的に生活ができるよう、市関係課や各関係機関等が連携して本人を中心とした「支援の輪」を形成し、本人の意思決定を支援します。

また、高齢者・障害者権利擁護支援センターを中核機関として、高齢者あんしん窓口や西宮市社会福祉協議会等の各関係機関が一体となり、地域で制度の狭間や複合課題などの権利擁護支援ニーズを抱えた高齢者やその家族を早期に発見できる体制づくりに取り組めます。

さらに、高齢者虐待防止や成年後見制度利用などの権利擁護に関する具体的な相談支援体制の充実・研修の実施、権利擁護に関する周知啓発活動に取り組めます。

4 災害・感染症対策に関する体制の整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、西宮市地域防災計画や西宮市新型コロナウイルス感染症等対策マニュアルと連動した、災害・感染症対策を検討・推進します。



横断的な取組の展開

1 ひとり暮らしになっても安心して暮らせるまちの実現

本市において、ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、今後も令和22年(2040年)にかけて増加していくことが予測されています。

ひとり暮らし高齢者については、他的高齢者と比較して、日常的な気づきにつながりにくく、地域での暮らしへの安心度も低い傾向にあり、比較的元気な方や軽度者などでも、生活全般に対する様々な支援が必要と考えられます。

ひとり暮らし高齢者等の生活全般に対する支援として、令和4年度(2022年度)に実施したひとり暮らし高齢者実態把握調査の結果などを踏まえ、見守り・安否確認をはじめ、日常生活への支援など、新たな施策・事業の検討・実施に取り組むことで、ひとり暮らしでも安心して地域で暮らしていけるまちをめざします。

2 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

本市では、「介護予防・自立支援」「地域づくり」「介護人材の確保」を目的に介護予防・日常生活支援総合事業を展開しています。今後も国の具体的な方策等を踏まえて、事業の充実を図っていきます。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた方向性(具体的な方策)

西宮の介護予防・日常生活支援総合事業の取組

① 介護予防・自立支援

介護予防は、健康寿命を延ばし、その人が望む暮らしを実現するものです。要支援認定者等に限り高齢者全てが「生きがいや役割を持って生活できる」と思うことができるよう、総合事業の実施により社会貢献や仲間づくりの場を充実し、高齢者の多くが社会参加することで、ひいては介護予防・自立支援に結びつくと考えています。

② 地域づくり

総合事業の実施により、地域での社会貢献の場や仲間づくりの場として通いの場の充実と新たな担い手の活躍を実現し、人と人とのつながりにより西宮市が活性化していくことで活力にあふれた地域づくりをめざしています。

③ 介護人材の確保

本市においても、介護人材の不足を解決していくことが総合事業のねらいの一つとしてあげられ、その内容は、いきがい・役割づくりとしての元気な高齢者の活躍や学生、子育て中などフレキシブルな勤務が必要な方々の活用などによる新たな担い手の発掘です。

介護サービス量等の推計

1 被保険者数等の推計

単位：人

	実績値	推計値		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第1号被保険者 (65歳以上)	118,941	119,557	120,223	120,885
65～74歳	52,332	50,352	49,319	48,771
75歳以上	66,609	69,205	70,904	72,114

2 要介護認定者数の推計

被保険者数や介護度別認定者数の動向等をもとに、令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)の要介護認定者数を推計しています。

単位：人

	実績値	推計値		
	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
要支援1	4,471	4,384	4,431	4,485
要支援2	4,097	4,316	4,428	4,513
要支援者 小計	8,511	8,568	8,700	8,859
要介護1	4,457	4,432	4,511	4,602
要介護2	3,525	3,667	3,799	3,939
要介護3	2,926	2,961	3,020	3,107
要介護4	2,536	2,676	2,734	2,798
要介護5	1,884	1,808	1,807	1,853
要介護者 小計	15,328	15,544	15,871	16,299
認定者数合計	23,896	24,244	24,730	25,297
第1号被保険者 (65歳以上)	118,941	119,557	120,223	120,885
要介護認定率	20.1%	20.3%	20.6%	20.9%

3 地域支援事業の概要

地域支援事業は、被保険者が要介護(要支援)状態になることを予防するとともに、要介護(要支援)状態となった場合でも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

区 分		主 な 事 業 名	
介護予防・日常生活支援 総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	○訪問型サービス ○通所型サービス ○介護予防ケアマネジメント	
	一般介護予防事業	○西宮いきいき体操 ○シニアサポート事業 ○共生型地域交流拠点運営等補助事業 ○みみより広場事業 ○リハビリテーション専門職によるケアマネジメント支援事業	
包括的支援事業	地域包括支援 センターの運営	総合相談支援業務	○地域包括支援センター運営事業
		権利擁護業務	○地域包括支援センター運営事業 ○高齢者虐待防止ネットワーク事業
		包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	○地域包括支援センター運営事業
	社会保障充実分	在宅医療・介護連携推進事業	○在宅医療・介護連携推進事業
		生活支援体制整備事業	○生活支援体制整備事業
		認知症総合支援事業	○認知症地域ケア推進事業
			○認知症初期集中支援事業
地域ケア会議推進事業	○地域ケア会議推進事業		
任意事業	介護給付等費用適正化事業	○介護給付等費用適正化事業	
	家族介護支援事業	○家族介護慰労金支給事業 ○認知症高齢者等位置探索サービス事業 ○認知症SOSメール配信事業	
	その他の事業	○成年後見制度利用支援事業 ○住宅改修サービス支援事業 ○認知症地域ケア推進事業 ○介護相談員派遣事業 ○高齢者住宅等安心確保事業 ○地域自立生活支援事業	

4

介護保険料算定にかかる事業費の推計

介護給付費及び介護予防給付費の合計に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料等を合わせた標準給付費を試算すると、次のようになります。

【標準給付費推計】

単位：千円

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	33,040,456	34,312,261	34,950,771	42,278,474
介護予防給付費	1,777,795	1,831,286	1,860,880	2,125,547
特定入所者介護サービス費 (財政影響額調整後)	627,641	640,222	654,901	764,544
高額介護サービス費 (財政影響額調整後)	1,022,382	1,042,876	1,066,777	1,242,264
高額医療合算介護サービス費	166,550	169,830	173,097	201,994
審査支払手数料	33,538	34,198	34,856	40,675
合計【標準給付費】	36,668,361	38,030,674	38,741,282	46,653,498

【介護保険料算定にかかる事業費】

単位：千円

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費	36,668,361	38,030,674	38,741,282	46,653,498
地域支援事業費	2,521,178	2,736,859	2,727,002	3,290,543
介護予防・日常生活支援 総合事業費	1,731,932	1,818,321	1,811,780	2,242,359
包括的支援事業・任意事業費	789,246	918,538	915,222	1,048,184
保健福祉事業費	11,427	11,427	11,427	11,427
合 計	39,200,966	40,778,960	41,479,711	49,955,468

5 第1号被保険者の保険料

第9期計画期間の保険料段階については、介護保険制度の持続可能性を確保するため、低所得者の保険料上昇を抑制すること、負担能力に応じた負担の観点から、課税所得段階(6段階以上)の多段階化、高所得者の基準割合の引上げを行いました。

【第9期介護保険料段階区分別の保険料一覧】

段階(保険料率)	対象者	保険料
第1段階 (基準額×0.455)	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	34,900円 (月額2,908円)
		軽減後(基準額×0.285) 21,900円 (月額1,825円)
第2段階 (基準額×0.685)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	52,600円 (月額4,383円)
		軽減後(基準額×0.485) 37,300円 (月額3,108円)
第3段階 (基準額×0.69)	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が120万円超	53,000円 (月額4,471円)
		軽減後(基準額×0.685) 52,700円 (月額4,392円)
第4段階 (基準額×0.875)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がおり、合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円以下	67,200円 (月額5,600円)
第5段階 (基準額×1.00)	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がおり、合計所得金額と課税年金収入金額の合計が80万円超	76,800円 (月額6,400円)
第6段階 (基準額×1.15)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満	88,300円 (月額7,358円)
第7段階 (基準額×1.225)	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	94,100円 (月額7,842円)
第8段階 (基準額×1.45)	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	111,400円 (月額9,283円)
第9段階 (基準額×1.60)	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満	122,900円 (月額10,242円)
第10段階 (基準額×1.80)	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	138,200円 (月額11,517円)
第11段階 (基準額×2.00)	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	153,600円 (月額12,800円)
第12段階 (基準額×2.20)	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	169,000円 (月額14,083円)
第13段階 (基準額×2.40)	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上830万円未満	184,300円 (月額15,358円)
第14段階 (基準額×2.50)	本人が市民税課税で合計所得金額が830万円以上1,000万円未満	192,000円 (月額16,000円)
第15段階 (基準額×2.60)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満	199,700円 (月額16,642円)
第16段階 (基準額×2.70)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,200万円以上1,500万円未満	207,400円 (月額17,283円)
第17段階 (基準額×2.80)	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	215,000円 (月額17,917円)
第18段階 (基準額×2.90)	本人が市民税課税で合計所得金額が2,000万円以上	222,700円 (月額18,558円)

※保険料の月額、年額は、年額を12か月で割った値(円未満は四捨五入)であり、目安の値です。

6 低所得高齢者への対策

1) 低所得高齢者の介護保険料軽減強化事業

今後も保険料の上昇が見込まれる中、制度を持続可能なものにするためには、低所得者も保険料を負担することを可能にする必要があります。このため、消費税率が10%に引上げられたことに伴い、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられており、本市でも軽減を行っています。

		軽減前		軽減後
第1段階	保険料率	0.455(34,900円)	⇒	0.285(21,900円)
第2段階	保険料率	0.685(52,600円)	⇒	0.485(37,300円)
第3段階	保険料率	0.69(53,000円)	⇒	0.685(52,700円)

2) 保険料の市独自減免の実施

本市においては、収入要件や資産状況に着目することで、課税層であっても生活困窮減免の要件に該当する方を対象に、減免を行っています。

【第9期計画期間の保険料減免の割合】

減免対象者			第9期計画期間			
			保険料段階	減免前 (基準額×)	公費による 軽減後 (基準額×)	減免後 (基準額×)
①	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.455	0.285	0.2
②	外国人等高齢者特別給付金受給者		第1段階	0.455	0.285	0.2
			第2段階	0.685	0.485	0.2
			第3段階	0.69	0.685	0.2
③	市民税世帯非課税で、 市民税課税者の扶養 となっていないなど の条件に該当する生 活困窮者	ア)世帯の年間収入の合計 が80万円以下(世帯員 が1人増えるごとに25 万円加算)	第1段階	0.455	0.285	0.2
			第2段階	0.685	0.485	0.2
			第3段階	0.69	0.685	0.2
			イ)世帯の年間収入の合計 が150万円以下(世帯員 が1人増えるごとに50 万円加算)	第3段階	0.69	0.685
④	市民税世帯課税及び 市民税本人課税の生 活困窮者	③のア)と同様	第4段階	0.875	—	0.2
			第5段階	1.00	—	0.2
			第6段階	1.15	—	0.2
			第7段階	1.225	—	0.2
		③のイ)と同様	第4段階	0.875	—	0.4
	第5段階		1.00	—	0.4	
	第6段階		1.15	—	0.4	
	第7段階		1.225	—	0.4	



西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画【概要版】

発行／西宮市 高齢介護課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 ☎0798-35-3314

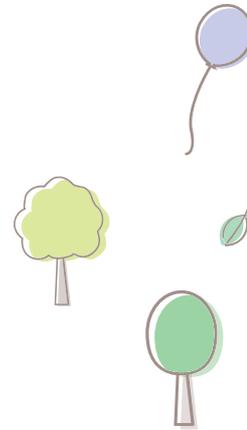
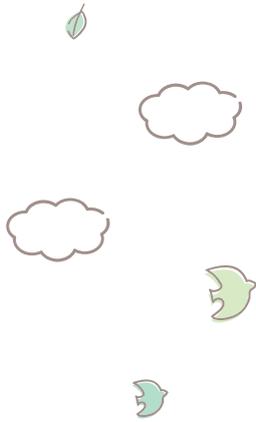
西宮市 障害福祉 推進計画

令和6年度-令和11年度

概要版

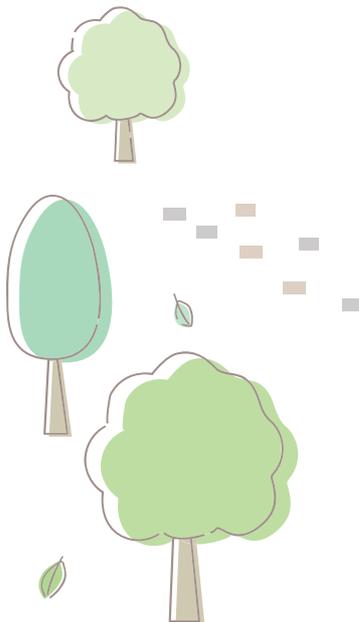


令和6年3月



目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第2章	障害のある人を取り巻く現状と課題	2
第3章	計画の基本的な考え方	5
第4章	施策の展開	6
第5章	障害福祉サービス等の提供体制の整備	9
第6章	計画の推進に向けて	13



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成19年3月に「西宮市障害福祉推進計画」を策定し、「ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮」を目指す将来像として取組を進めてきました。国においては平成26年1月の障害者権利条約の批准とそれを契機とした国内法の整備・改正が行われ、また、令和4年9月には国際連合障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告を受け、障害者支援に関する制度や施策の考え方は近年大きく変化しています。

このたび、令和3年3月に策定しました「西宮市障害福祉推進計画（第6期西宮市障害福祉計画・第2期西宮市障害児福祉計画）」の計画期間が令和5年度をもって終了するにあたり、障害のある人の高齢化と障害の重度化、複雑多様化する障害福祉のニーズに対応するため、新たに令和6年度を初年度とした「西宮市障害福祉推進計画（第7期西宮市障害福祉計画・第3期西宮市障害児福祉計画）」を策定し、本市の障害福祉施策を計画的に進めていきます。



2. 計画の位置づけ

西宮市障害福祉推進計画は以下の3つの計画を一体的に策定したものとなっています。

- 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害福祉施策の基本的な理念と取組の指針を明らかにするもの
- 障害者総合支援法第88条に基づく「第7期西宮市障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20に基づく「第3期西宮市障害児福祉計画」として、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標設定と各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定めるもの

3. 計画の期間

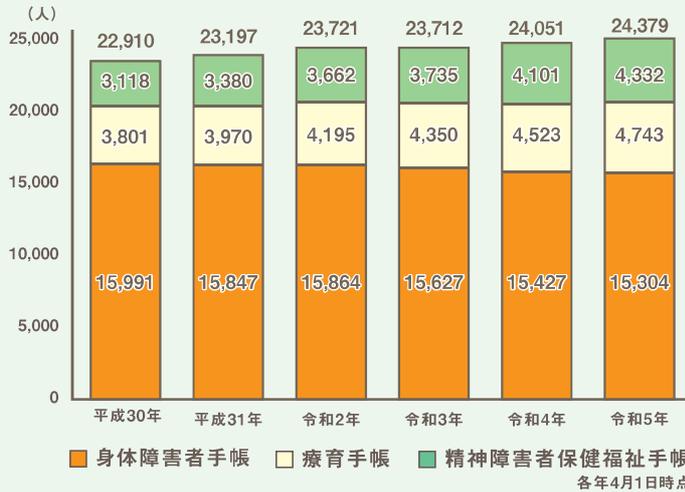
西宮市障害福祉推進計画の期間は令和6年度から令和11年度までの6年間ですが、このうち、「第7期西宮市障害福祉計画」及び「第3期西宮市障害児福祉計画」の期間は令和6年度から令和8年度の3年間です。



令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
西宮市障害福祉推進計画					
第7期西宮市障害福祉計画 第3期西宮市障害児福祉計画			第8期西宮市障害福祉計画 第4期西宮市障害児福祉計画		

1. 障害のある人の状況

障害者手帳所持者数の推移



障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、減少傾向にあり、令和5年では15,304人となっています。また、療育手帳（知的障害のある人の障害者手帳）所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに、年々増加しており、令和5年では、療育手帳所持者数は4,743人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は4,332人となっています。



自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移



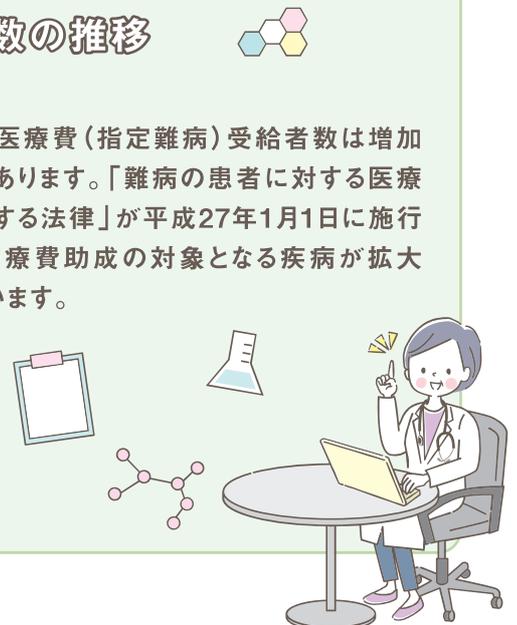
自立支援医療（精神通院医療）受給者数は年々増加しており、平成30年と比較して約1.2倍となっています。



特定医療費(指定難病)受給者数の推移



特定医療費（指定難病）受給者数は増加傾向にあります。「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月1日に施行され、医療費助成の対象となる疾病が拡大されています。



2.西宮市の現状と課題の整理

各種アンケート調査等による、現状と課題は次のとおりです。

1

地域での暮らし

希望する地域での暮らし方の多様化

- 人口減少、高齢化の進行
- 障害のある人の一人暮らしの希望
- 気軽に相談を聞いてもらえる場所、グループホームなどの必要性

サービス提供事業所での人材不足

- 障害福祉サービス提供事業所で、人材の確保・定着・育成と報酬体系・報酬額の低さが課題
- ホームヘルプ、ガイドヘルプ、グループホーム、ショートステイや就労に関するサービスの利用ニーズが高い

災害時の避難が困難

- 知的障害のある人は災害時に一人で逃げられる割合が特に低く、身体障害や精神障害のある人、難病の人も3～4割が一人で逃げられない

グループホーム…世話人等による日常生活上の支援を受けながら、障害のある人が、少人数で共同生活を行う住居

2

一般就労・福祉的就労

サポート人材や体制が不足

- 既に雇用している企業も含め、障害のある人を雇用したいと考えている企業は6割以上
- 雇用していない企業は、サポートする人材・体制の不足や設備の不十分さを課題としている

周囲の理解など働きやすい環境の必要性

- 障害のある人が、職場や一緒に働く人に希望することとして、経営者や同僚が障害への理解を深めることが必要と考えており、企業側もその必要性を認識している

給料・工賃の額への不安

- 給料や工賃が安いこと、ずっと働けるか不安に感じている人が2割以上
- 特に、就労継続支援B型事業所で働いている人が給料や工賃が安いことを不安に感じている

3

療育・発達支援

卒業後の進路に不安

- 卒業後の具体的な進路や働き方について、イメージを持ってない障害のある児童・保護者がおよそ半数を占めている

継続的な支援への要望

- 成長段階に応じて、適切かつ継続的に支援を受けられるか、障害や療育の相談ができる相談窓口がわからなかった等の家族からの意見が多い

習い事やスポーツ、図書館や児童館、スポーツ施設利用の希望

- およそ1割の障害のある児童が、放課後等デイサービスや図書館・児童館・スポーツ施設を利用したくても利用できていない
- 3割以上の障害のある児童が、今後、習い事やスポーツをすることを希望している

4

相談支援・権利擁護支援

各種相談窓口等の認知度が低い

- 困ったときや相談したいときにどこにも相談していない人が2割以上
- 気軽に相談を聞いてもらえる場所へのニーズが継続して高い
- 権利擁護に関する取組について、いずれも知らない人が3～4割

介助者の高齢化と親亡き後への不安

- 介助者の7割以上が50歳以上であり、介助者の高齢化が進んでいる
- 介護できなくなった際に、誰に頼めばよいかわからない人がおよそ3割

5

共生社会・理解促進

地域の一人ひとりの障害への理解

- 障害や難病があることで、5～6割の人が普段の生活の中でいやな思いを経験
- 自立した暮らしや、就労にあたり、地域の人の障害への理解が求められている

権利擁護に関する用語、活動が知られていない

- 差別や偏見を受けた際の相談窓口の認知度が1～2割
- 障害者差別解消法や合理的配慮の認知度は企業では5割
- あいサポート運動、西宮市障害者共生条例など、権利擁護の取組が知られていない

あいサポート運動…様々な障害の特性や障害のある人への必要な配慮を理解し、障害のある人へのちょっとした配慮や手助けができる「あいサポーター」を養成する事業

6

地域との協働

地域との協働への要望

- 障害への理解促進について、広報・啓発、学校での福祉教育・人権教育の充実、障害のある人のまちづくりへの参加、福祉施設の地域への開放や、地域住民との交流が重要視されている

各種団体・事業所の連携

- 障害者関係団体は、7割以上が他団体との連携を行い、定期的な会合などで情報交換をしている
- 事業所の6割以上が他の事業所や団体と連携しており、日頃の情報交換や連絡会の開催が多い



1.計画の基本理念

本市では、これまでの障害福祉推進計画において、以下の通りすべての人びとの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で、自らの生き方を主体的に選び、自立した生活を送れるまちづくりを進めてきました。

- ① だれもが人として尊重しあい、支えあうまち
- ② だれもが人として輝き、自立した生活をおくれるまち
- ③ だれもが自らの生き方を選べるまち
- ④ だれもが身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実したまち

これは障害者基本法等でうたわれている障害福祉施策の考え方や方向性にも即したものになっていると考えます。本計画は、本市のこれまでの障害福祉施策の考え方や方向性を継承しつつ、障害者基本法等の考え方や方向性を反映させ、発展性ある計画となるように、以下の通り基本理念を定めます。

基本理念

ともに生き ともに支えあう 共生のまち 西宮

2.計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 希望する生き方・暮らしの実現

障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、住み慣れた地域での希望する生き方・暮らしを実現できるよう、ライフステージに応じた療育・発達支援、教育、福祉サービス、コミュニケーション支援や就労支援等の必要な支援の充実を図ります。

基本目標2 個人の尊厳の尊重

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものです。障害のある人が不当な差別や虐待を受けることにより、自立や社会参加を妨げられることがないよう、本人を中心とした権利擁護支援と総合相談支援を一体的に推進し、包括的な支援体制の構築を図ります。

基本目標3 共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人も互いに個性と人格を尊重し、ともに学び、働き、活動し、支えあって生きる共生社会の実現に向けた取組を進めます。幼少期からの障害に関する理解の促進をはじめ、市民・事業者・地域団体等、地域で暮らす様々な人が相互に理解しあうことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

基本目標1 希望する生き方・暮らしの実現

基本施策1 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- 障害のある人が住み慣れた地域での希望する暮らしを実現できるように、本人を中心とした支援を行うとともに、住まいや日中活動の場の確保、社会参加への支援を図ります。
- 継続的な障害福祉サービス提供のために、人材の確保に努めるとともに、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた感染症対策の強化を行います。
- 災害時の安全確保のため、必要な情報提供や関係機関との連携の強化を図ります。

主な施策

- (1) サービス提供体制の確保
- (2) 地域生活への移行の促進及び地域生活支援の充実
- (3) 保健・医療・リハビリテーション体制の充実



基本施策2 就労と工賃の向上に関する支援の充実

- 企業や事業所等、希望する形での就労ができるように、一般就労及び障害者就労施設での就労に関する支援体制の充実に取り組みます。
- 企業や事業者への障害特性や働きやすい職場環境についての周知・啓発、相談対応を行い、安心して働き続けることができる環境づくりの支援と障害のある人の雇用促進に取り組む企業の拡大を図ります。
- 障害のある人の経済的自立を支援するため、障害者就労施設と連携し、自主製品の販路開拓等により、工賃の向上を図ります。

主な施策

- (1) 就労支援・雇用促進
- (2) 福祉的就労の充実



基本施策3 ライフステージに応じた療育・発達支援の充実

- 心身の課題を早期に発見し、適切な発達支援・療育につなぐための相談窓口と専門機関等との連携を強化し、ライフステージに応じた継続的な支援体制づくりを進めます。また、こども未来センターにおいて、専門性に基づく発達支援・家族支援、地域の学校、園等に対する助言や援助を行っていきます。
- 支援を必要とする児童に、適切な支援環境のもと教育を受けることができるように、相談支援体制や教育環境の充実を図り、すべての児童がその能力や特性に応じて、ともに学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築に努めます。



主な施策

- (1) 療育・発達支援の充実
- (2) 障害児支援の充実
- (3) 障害・発達に応じた教育の充実

インクルーシブ教育システム…障害のある人が自身の能力を可能な限り伸ばして、社会参加ができるようになることを目的とした、障害のある人と障害のない人がともに学ぶ仕組み。

基本目標2 個人の尊厳の尊重

基本施策4 相談支援・権利擁護支援体制の充実

- 相談支援・権利擁護支援体制を充実させるためには、相談支援事業所だけでなく、その他の福祉事業所や行政などの身近な相談窓口が漏らすことなく受け止める体制や、地域での気づきや発信等が必要です。
- 権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人が持つ力を発揮し、地域で自身が希望する生活を送れるように、相談窓口等を周知するとともに、重層的支援体制整備事業などを通じて、権利擁護支援と総合相談支援を一体的に推進し、包括的な支援体制の構築を目指します。

主な施策

- (1) 相談支援体制の充実 **重点項目**
- (2) 権利擁護支援体制の充実 **重点項目**



基本目標3 共生のまちづくりの推進

基本施策5 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

- 障害を理由とする差別を解消するため、あいサポート運動等を通じ、共生社会の理念や障害の特性、障害のある人の暮らしやコミュニケーション方法等について周知を行います。
- 幼少期からの障害に関する理解の促進をはじめ、市民・事業者・地域団体等、地域で暮らす様々な人々が相互に理解しあうことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。



主な施策

- (1) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進 **重点項目**
- (2) 障害のある人を主体とした地域づくりの推進

基本施策6 地域自立支援協議会を通じた地域との協働

- 障害のある人の権利擁護支援を根幹とし、地域での暮らしの支援、地域社会における共生の実現のため、地域自立支援協議会を活用し各施策の横断的な協議や施策の推進を行うとともに、地域とのネットワークの構築や障害についての理解を深めること、様々な社会資源の活用について検討し、幅広い当事者の参画、地域との協働を推進します。



主な施策

- (1) 地域自立支援協議会を活用した協議や施策の推進
- (2) 地域自立支援協議会を通じた地域との協働

地域自立支援協議会…障害者総合支援法の規定に基づき、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うために市が設置することとされている協議会です。西宮市においても、障害当事者や障害福祉関係者等で構成し、本人中心の地域生活について行政とともに検討しています。

1. 成果目標

本計画の策定にあたり、国の基本指針に基づき、障害のある人の地域生活への移行や就労支援等の取組のさらなる充実に向け、次の目標を設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数	地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設入所者231人のうち、 6%以上 にあたる 14人 が、令和8年度末までに入所施設を退所し、グループホームや一般住宅等における地域生活に移行できるよう取り組みます。
施設入所者数の削減	施設入所者の地域生活への移行に合わせて、令和4年度末時点の施設入所者231人のうち、 5%以上 にあたる 12人 を減らし、令和8年度末の施設入所者を219人とすることを目標とします。

② 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の整備と運用状況の検証・検討	本市は 地域生活支援拠点の面的な整備体制 を進めることとし、また、運用状況については西宮市障害福祉推進計画策定委員会で報告するとともに、本市に求められている機能とその充足の程度について、より正確に把握できるよう、必要に応じ、 地域自立支援協議会 において協議・検討を行い、機能の強化を図ります。
強度行動障害のある人に関する支援ニーズの把握と支援体制の整備	関係団体や事業所等と情報共有を図るなどし、 強度行動障害のある人の実態把握 に努めるとともに、 地域自立支援協議会 や 国、兵庫県その他関係機関と連携した支援体制の構築 を目指します。

地域生活支援拠点…障害のある人やその家族等が地域で安心して生活できるよう、相談支援体制や緊急時の受け入れ等の体制を整備すること

③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	本市では、医師会・精神科病院・警察・基幹相談支援センター・自立支援協議会・家族会・行政(兵庫県・西宮市)などで構成される「 西宮市地域精神保健福祉連絡会 」を設置し、協議を行っているほか、西宮市精神障害者地域移行推進事業を実施し、対象病院への働きかけや意見交換を行い、 精神病床からの退院促進 に努めています。
-------------------------	---

④ 福祉施設から一般就労への移行等-1

福祉施設利用者の一般就労への移行者数	令和3年度の福祉施設利用者の一般就労への移行者数70人の 1.28倍以上 にあたる 90人 が 令和8年度中に一般就労に移行 することを目標とします。
就労移行支援事業所の就労移行率	令和8年度における就労移行支援事業利用修了者に占める 一般就労へ移行した者の割合が5割以上 の事業所を 全体の5割以上 とすることを目標とします。

4 福祉施設から一般就労への移行等-2

就労定着支援事業所の利用者数	令和3年度の就労定着支援事業の利用者数38人の1.41倍以上にあたる54人が令和8年度における就労定着支援事業を利用することを目標とします。
就労定着支援事業所の就労定着率	令和8年度における就労定着率が7割以上の市内の就労定着支援事業所の割合が2割5分以上となることを目標とします。

5 障害児支援の提供体制の整備

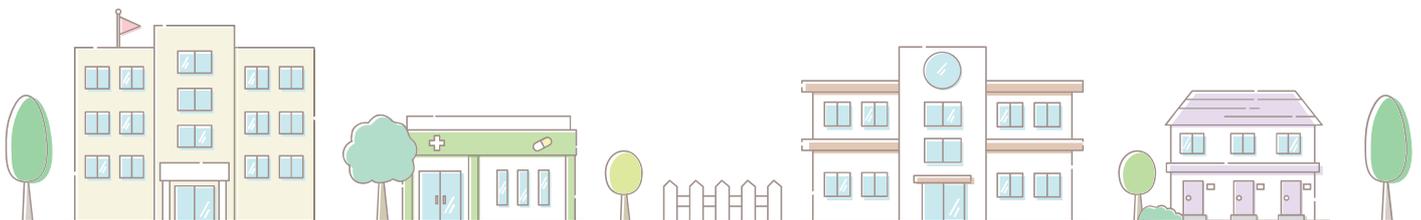
児童発達支援センターの設置等	本市では、児童発達支援センターを既に設置しており、また、保育所等訪問支援を利用できる体制や主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所についても、すでに複数の事業所においてサービスが提供されています。
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	地域自立支援協議会(こども部会)で協議を行うとともに、市の関係課による医療的ケア児支援関係課長会議を開催し、課題を共有しています。引き続き、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置も含め、関係機関等の連携を図り、支援の充実に取り組みます。

6 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置	本市では、基幹相談支援センターを既に設置し、基本相談に応じるとともに、相談支援事業所に対し、本人中心支援計画の作成支援や、事業所と連携した個別支援等を行っています。
協議会の活性化	本市の地域自立支援協議会では6つの専門部会等を設置し、その中の「あんしん相談窓口連絡会」において、基幹相談支援センターを含む相談支援事業所等が参加し、事例検討等を行っております。今後も本人主体の課題の解決に向けて、幅広い当事者や関係機関の参加、部会間の連携等により、協議内容の充実を図ります。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上	兵庫県が実施する各種研修を活用するとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所が請求にあたって特に注意すべき点がある場合は周知を図るなどし、事業所の事務負担を軽減します。また、兵庫県が実施する「指導監査事務に係る市町研修会」に参加し、監査結果を関係自治体と共有します。
----------------	--





2.障害福祉サービスの見込量

これまでの利用実績や今後の障害者数の推計等を踏まえて、サービスの見込み量を算出しています。

訪問系サービス	サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	居宅介護	人/月	907	931	955
		時間/月	14,449	14,831	15,214
	重度訪問介護	人/月	195	200	205
		時間/月	78,186	80,191	82,196
	同行援護	人/月	135	135	134
		時間/月	3,900	3,900	3,871
	行動援護	人/月	7	7	8
時間/月		128	128	147	
重度障害者等 包括支援	人/月	—	—	—	
	時間/月	—	—	—	
合計	人/月	1,244	1,273	1,302	
	時間/月	96,663	99,050	101,428	

日中活動系サービス	サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	生活介護	人/月	824	845	868
		人日/月	16,429	16,847	17,306
	自立訓練(機能訓練)	人/月	6	6	6
		人日/月	80	80	80
	自立訓練(生活訓練)	人/月	76	78	80
		人日/月	1,150	1,180	1,211
	就労移行支援	人/月	163	167	172
		人日/月	2,678	2,743	2,825
	就労継続支援 (A型)	人/月	401	411	422
		人日/月	8,376	8,585	8,815
	就労継続支援 (B型)	人/月	1,035	1,062	1,090
		人日/月	19,062	19,559	20,075
	就労定着支援	人/月	51	53	54
就労選択支援	人/月	—	7	14	
療養介護	人/月	53	54	56	
短期入所	人/月	329	337	346	
	人日/月	1,440	1,474	1,514	

居住系サービス	サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	自立生活援助	人/月	9	10	10
	共同生活援助	人/月	404	414	425
施設入所支援	人/月	227	224	222	

相談支援	サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画相談支援	人/月	634	650	668
	地域移行支援	人/月	10	10	10
地域定着支援	人/月	29	29	30	

3.地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障害のある人がその能力や適性に
 応じて自立した生活を営むことができるよう、市町村が柔軟な
 事業体系により実施する事業です。本市のこれまでの利用実
 績から、以下のとおり見込んでいます。

サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		有無	有	有	有
自発的活動支援事業		有無	有	有	有
事 相 談 等 支 援	障害者相談支援事業	か所	2	2	2
	基幹相談支援センター	有無	有	有	有
	市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
	住宅入居等支援事業※	有無	無	無	無
障害児等療育支援事業		か所	5	5	5
成年後見制度利用支援事業		人/年	30	31	32
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有
意 思 疎 通 支 援 事 業 等	手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	人/年	2,217	2,275	2,335
	手話通訳者設置事業	人	2	2	2
	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年	29	32	36
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	2	2	2
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人/年	180	185	190
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人/年	2	2	2
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	人/年	12	16	20
給 日 常 生 活 支 援 事 業 等	介護・訓練支援用具	件/年	66	67	69
	自立生活支援用具	件/年	101	104	107
	在宅療養等支援用具	件/年	138	142	146
	情報・意思疎通支援用具	件/年	128	131	135
	排泄管理支援用具	件/年	9,477	9,721	9,977
	居室生活動作補助用具(住宅改修費助成)	件/年	7	7	7
	合計	件/年	9,917	10,172	10,441
手話奉仕員養成研修事業		人/年	48	49	50
移動支援事業		人/年	998	1,023	1,050
		時間/年	227,964	233,675	239,842
地域活動支援センター		か所	11	11	11
		人/年	174	179	184
地域生活支援広域調整会議等事業		回	1	1	1

※本市では住宅入居等支援事業の類似の取組として、障害のある人や高齢者等の住宅の確保に配慮が必要な人(住宅確保要配慮者)に対し、協力不動産店への取次ぎを行う「西宮市民間賃貸住宅すみかえサポート事業」を関係部局が連携を図り実施しています。

4.障害児支援の見込量

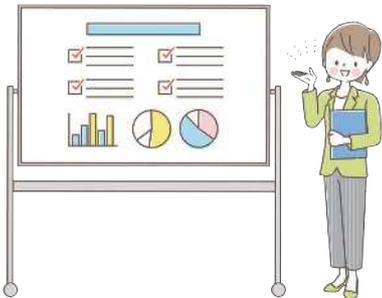
障害福祉サービスと同様に、本市のこれまでの
 の利用実績等から見込量を算出しています。



サービス名		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	705	720	736	
	人日/月	6,698	6,841	6,993	
放課後等デイサービス	人/月	1,383	1,413	1,443	
	人日/月	15,580	15,918	16,256	
保育所等訪問支援	人/月	148	152	155	
	人日/月	206	212	216	
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	1	1	
	人日/月	2	2	2	
障害児相談支援		人/月	193	197	202
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		人	0	0	1

1. 計画の推進体制

1 計画の進捗管理



- 関係機関・団体の代表、事業者、公募市民、学識経験者などで構成する「障害福祉推進計画策定委員会」において、計画全体の実施状況の点検と進行管理を行います。
- 「地域自立支援協議会」においては、計画を踏まえた協議や、「障害福祉施策推進懇談会」の開催を通じ、幅広い意見の集約や課題の抽出を行い、その解決に向けた方策の検討をともに進めます。
- 行政においても、各分野の進捗状況を定期的に把握し、関係各課の緊密な連携に努めます。

2 障害のある人の参画



- 共生社会の実現にあたっては、障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、その自己決定を尊重し、自立と社会参加の実現を図っていくことが不可欠であり、本計画の推進にあたっては、障害のある人が参画する地域自立支援協議会や障害福祉施策推進懇談会での協議を尊重し、障害のある人のニーズを障害福祉施策に反映します。
- 障害福祉推進計画策定委員会の委員に、当事者団体、家族会等からの参画を得ることで、計画の策定及び評価過程に、多様な当事者の視点が反映されるような推進体制の確立に努めます。

3 計画の評価と見直し



- より効果的・効率的な施策の推進と、社会状況の変化や障害のある人の現状に対応した施策の見直しを行うため、PDCAサイクルに基づく計画の評価と見直しを行います。
- 西宮市、障害福祉推進計画策定委員会、地域自立支援協議会のそれぞれにおいて、成果目標や障害福祉サービスの実施状況等の進捗状況の評価を行い、目標設定や取組の見直しについて検討するものとします。
- 数値的な評価だけではなく、計画の理念や、基本的な考え方についても議論していくものとし、制度や法令の新設・改正に合わせて、計画期間中にその内容を更新していく必要があれば、検討を行います。

2. 計画の推進主体とその役割



本計画の推進、本計画が目指す将来像の実現に向けては、「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（通称：西宮市障害者共生条例）」の施行を踏まえ、西宮市など行政のみによる各種施策の推進・充実にに向けた取組だけでなく、市民や地域、サービス事業者、企業、医療関係者など、様々な主体がそれぞれの立場で果たすべき役割を考え、相互の連携を図りながら積極的かつ主体的な取組を行うことが望まれます。



西宮市で暮らすにあたって

西宮市は、障害を理由とする差別の解消、手話が言語であることへの理解や障害の特性に応じた様々なコミュニケーション（要約筆記、点字、絵カードなど）の保障のため、「西宮市障害を理由とする差別の解消及び誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に関する条例（通称：西宮市障害者共生条例）」を令和2年7月より施行しました。この条例では、差別の解消に関する基本理念や市の施策の基本となる事項を定め、市・市民等・事業者が協力して、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合うことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

困ったときに相談するところ

障害についての困りごとや、相談したいことや知りたいことがある場合は、次の場所に相談してください。

西宮市役所 生活支援課

電話:0798-35-3130 ファックス:0798-35-5304

障害者総合相談支援センターにしのみや

電話:0798-37-1300 ファックス:0798-34-5858

障害者総合相談支援センターにしのみや北部窓口

電話:078-903-1920 ファックス:078-903-1753

西宮市 健康福祉局 福祉部 障害福祉課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

電話:0798-35-3147 / ファックス:0798-35-5300